



# 控 訴 状

令和7年2月17日

東京高等裁判所民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 大 城 聡



同 福 田 隆 行



同 熊 澤 美 帆



同 久 道 瑛 未



## 【当事者の表示】

別紙当事者目録記載のとおり

## 【事件の表示】

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求（第1事件）、地方自治法に基づく住民訴訟（第2事件）、共同訴訟参加申出控訴事件

## 【訴訟物の価格等】

訴訟物の価額 480万円

貼用印紙額 4万3500円



上記当事者間の東京地方裁判所令和4年（行ウ）第302号神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件（第1事件）、令和4年（行ウ）第383号地方自治法に基づく住民訴訟事件（第2事件）、令和4年（行ウ）第446号共同訴訟参加申出事件について、令和7年2月6日に言い渡された判決は全部不服であるから、次のとおり控訴を提起する。

## 原 判 決 の 表 示

- 1 本件訴えのうち、第2事件原告の第2事件に係る訴えを却下する。
- 2 第1事件原告ら及び第2事件原告の第1事件に係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じ、第1事件原告ら及び第2事件原告の負担とする。

## 控 訴 の 趣 旨

原判決を取り消す。

被控訴人らの請求を棄却する。

訴訟費用は一、二審とも被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

## 控 訴 の 理 由

追って、提出する。

## 添 付 書 類

控訴状副本

2通

訴訟委任状

11通

以上

当事者目録

第1事件控訴人

- 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-9  
第1事件共同訴訟参加控訴人兼第2事件控訴人 後藤華子
- 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階  
東京千代田法律事務所（送達場所）  
控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大城 聡  
同 弁護士 熊澤 美帆  
TEL 03-3255-8877  
FAX 03-3255-8876
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-23 虎ノ門東宝ビル6F  
堀法律事務所  
控訴人ら訴訟代理人 弁護士 福田 隆行
- 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階  
早稲田リーガルコモンズ法律事務所  
控訴人ら訴訟代理人 弁護士 久道 瑛未
- 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
被控訴人 千代田区長 樋口 高顕
- 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
被控訴人 千代田区環境まちづくり部道路公園課長 千賀 行